

評価書（個票）

事務・事業名	住宅資金貸付	担当課 (担当課長)	労働基準局勤労者生活課 (課長 富田 望)	
根拠法令等	○勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）第 9 条第 3 項 ○勤労者財産形成促進法施行規則（昭和 46 年労働省令第 27 号）第 24 条	類 型	その他	
		指定等の形態	登録	
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 財形持家転貸融資制度は、国と事業主が協力して勤労者の持家取得を支援することを目的としたものである。具体的には、財形貯蓄を行ってきた勤労者に対して、一定の範囲内で自宅の購入等に必要な資金を貸し付けるものであり、独立行政法人勤労者退職金共済機構が事業主等に資金を提供し、当該資金をもとに当該事業主等が従業員等に対して、自宅の購入等に必要な資金を貸し付ける制度である。</p> <p>この独立行政法人勤労者退職金共済機構（当時、雇用促進事業団）が行う財形持家転貸融資の貸付対象は、当初、事業主及び事業主団体のみであったが、勤労者の持家取得を更に促進するため、昭和 59 年の省令改正により、広く企業から出資を募り、出資企業の従業員に対する持家取得資金等の貸付けを事業として行う会社（以下「福利厚生会社」という。）であって厚生労働大臣（当時、労働大臣）が指定するものを貸付対象に加えたものである。</p> <p>○事務・事業の内容 福利厚生会社が、独立行政法人勤労者退職金共済機構から資金を借り受け、出資企業の従業員に対して、自宅の購入等に必要な資金を貸し付けるものである。</p> <p>○事務・事業の改正経緯 ・ 平成 21 年の省令改正により、指定制から登録制に移行した。 ・ 平成 22 年の省令改正により、登録基準の緩和を行った。</p>			
事務・事業の目的	勤労者の持家取得促進			
関連する政策目標	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること (勤労者生活の充実を図ること)			
関連する業績指標	勤労者財産形成促進制度の利用件数			
指標の目標値等	前年度実績に変動率を乗じた数を上回る			
法人の指定等の状況	別紙のとおり。			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。			
料金等・積算根拠	別紙のとおり。			
事務・事業の実績	○実績（平成 26 年度） 福利厚生会社における財形持家融資の貸付決定件数 751 件			

国からの補助金等	—
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<ul style="list-style-type: none"> ●「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、指定を受けた法人に係る事項をインターネットで公開した。 ●指定制から登録制への移行 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」（平成20年3月31日行政改革推進本部決定）において、福利厚生会社が厚生労働大臣の指定を受けて行う財形持家融資は、「登録機関において実施する」とされたことから、平成21年3月に省令改正を行った（同3月31日施行）。 ●登録基準の緩和 福利厚生会社の登録を促進するため、平成22年11月に省令改正を行い、登録基準の緩和を行った（同11月12日施行）。
事務・事業の必要性等・有効性	<ul style="list-style-type: none"> ●事務・事業の必要性 国と事業主が協力して勤労者の計画的な財産形成を支援し、持家取得を促進することは、豊かで安定した勤労者生活を実現する上で有効な施策である。 事業主が従業員の自宅取得を支援する場合、事業主は、自ら独立行政法人勤労者退職金共済機構から財形持家融資を借り受け従業員に対して転貸を行う必要があり、長期にわたる債務、事務負担を負うこととなるが、福利厚生会社に出資する場合は、自ら負担を負うことなく、財形持家融資制度を利用して自社の従業員の自宅購入等を支援することができることから、当該事務・事業の必要性は高い。 ●事務・事業の妥当性 福利厚生会社を通じた財形持家転貸融資は、福利厚生制度の整備における金銭的・事務的負担の軽減という事業主のニーズに即しており、当該事務・事業は妥当である。 ●事務・事業の有効性 平成26年度までに約11万7千件を超える勤労者が福利厚生会社を通じて財形持家融資制度を利用しており、勤労者の持家取得を促進するという目的を達成する上で、福利厚生会社が果たしてきた役割は大きく、当該事務・事業は有効である。

<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>○指定等を行う妥当性 勤労者財産形成促進法に基づいて実施される財形持家融資制度は、勤労者の自助努力による財産形成を国と事業主が支援する制度である。福利厚生会社は、この法の枠組において事業主の役割を代替するものであることから、国が直接実施することはできない。</p> <p>また、福利厚生会社は、事業主に代わり、長期間にわたる債務・事務負担を負うこと、融資を利用する勤労者が不利益を被ることがないように安定かつ健全な業務運営が行われる必要があることから、一定の経営基盤等が担保されている必要があり、現行の登録制が適当である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>●指定等の基準の妥当性 一定の経営基盤等の担保を求めた上で、幅広い者が登録できる形となっており、基準設定は妥当である。</p> <p>●実施主体としての指定等法人の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅資金の貸付業務を行っている法人である ・ 出資事業主等の雇用勤労者への住宅資金の貸付額が全体の貸付額の半分以上を占めている ・ 財形持家融資制度に係る転貸融資業務を他業務と別勘定で処理している等、健全に運営するに足りる経営基盤等を有しており、指定等法人は適切に事業を実施している。
<p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>本事務・事業は、事業主の負担を軽減することにより財形持家融資制度の利用促進に一定の効果をあげている。財形持家融資制度の利用促進は、勤労者の計画的な財産形成、持家取得の促進という勤労者財産形成促進法の目的の達成に資するものであり、引き続き本事務・事業を適切に実施していくこととしたい。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 1 法人

・ 財形住宅金融株式会社

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
株式会社（1法人）			
財形住宅金融株式会社	平成 21 年 3 月 31 日	03-3263-4711（代表）	特になし